

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～六十二 （略）</p> <p>六十三 設備規則第四十九条の二十二の二第二項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局に使用するための無線設備</p> <p>六十四～七十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～六十二 （同上）</p> <p>六十三 設備規則第四十九条の二十二の二第二項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用するための無線設備</p> <p>六十四～七十二 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

附 則（平成 年 月 日総務省令第 号）

この省令は、公布の日から施行する。